平成２４年（フ）第１４９４号
さいたま市緑区太田窪３丁目14番２号、破産手続開始決定時の住所さいたま市見沼区大字御蔵1247番地12
破産者　本橋　和子
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５４９号
埼玉県上尾市東町１－９－２　晴雲ハイツ101、住民票上の住所埼玉県上尾市大字瓦葺662番地34
破産者　山田谷春子
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１１号
さいたま市南区南本町２丁目21番11号　メゾン中尾第３－203
破産者　高橋　　繁
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３４号
埼玉県新座市畑中２丁目11番16号、旧住所埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞２丁目５番12―204号
破産者　中村　清志
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
埼玉県熊谷市原島1098番地21、旧住所埼玉県東松山市沢口町５番地８
破産者　吉田　博樹
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２７１号
埼玉県行田市長野３丁目12番５号
破産者　加藤　宗希
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２２７号
川崎市多摩区菅城下11番20号　指月ハイム３－102
破産者　渡邊　忠志
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３８４号
川崎市川崎区大島上町20番９号　青木ビル301
破産者　山縣　康江
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第７２３号
名古屋市中川区松年町３丁目９番地　ベルメゾン102号
破産者　中沢　保雅
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４５９号
愛知県瀬戸市東山町８番地　松ケ丘住宅１－10―403
破産者　北本　勝治
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５３５号
名古屋市北区如来町155番地　ジュネス如来203号
破産者　中野　健太
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８３号
大阪府泉佐野市羽倉崎１丁目３番17号、前住所大阪府泉佐野市羽倉崎４丁目２番88号
破産者　森下　雅弘
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３１７号
大阪府泉南市中小路３丁目２番15号、開始決定時大阪府泉南市信達市場1589番地の14
破産者　増田　俊幸
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４０６号
大阪府泉南市馬場１丁目６番19号
破産者　市道　良廣
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４０７号
大阪府泉南市馬場１丁目６番19号
破産者　市道　幸代
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第６８０号
神戸市灘区大石北町２番９号、従前の住所神戸市灘区篠原中町１丁目２番４号
破産者　総合商社世紀こと　長尾　勝巳
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６９４号
神戸市須磨区高倉台３丁目９番35―101号
破産者　松岡　　満
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４号
島根県大田市静間町227番地１
破産者　中村建築こと　中村　哲雄
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部